

公布した規則一覧

令和5年

| 公布番号 | 規則名 |
|------|---|
| 57 | 杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則 |
| 58 | 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 59 | 杉並区組織規則の一部を改正する規則 |
| 60 | 杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 61 | 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例施行規則 |
| 62 | 杉並区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 63 | 杉並区職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 64 | 杉並区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 65 | 杉並区職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 66 | 杉並区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 67 | 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 68 | 杉並区職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 69 | 杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 |
| 70 | 杉並区職員住宅規則の一部を改正する規則 |
| 71 | 杉並区会計事務規則の一部を改正する規則 |
| 72 | 杉並区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 73 | 杉並区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 |

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月9日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第57号

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則

杉並区保健所長委任規則（平成12年杉並区規則第119号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号ア中「同条第8項」を「同条第10項」に、「第7条第1項」を「第44条の9第1項」に、「第12条第6項」を「第12条第8項」に改め、同号イからクまでの規定中「第7条第1項」を「第44条の9第1項」に改め、同号ケ中「第16条の3第1項（法第7条第1項）」を「第16条の3第1項（法第44条の9第1項）」に、「第16条の3第3項（法第7条第1項）」を「第16条の3第3項（法第44条の9第1項）」に、「第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第23条（法第26条において準用する場合を含む。）、法第44条の7第9項」を「第23条（法第26条において準用する場合を含む。）において準用する場合、法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第44条の11第9項」に改め、同号コ中「第7条第1項」を「第44条の9第1項」に改め、同号サ中「第7条第1項」を「第44条の9第1項」に、「協議会（）」を「感染症診査協議会（）」に、「協議会への」を「感染症診査協議会への」に改め、同号シ中「第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第26条において準用する」を「第26条において準用する場合、法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される」に、「第7条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合、法第26条において準用する」を「第26条において準用する場合、法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される」に、「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同号ス中「第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第26条において準用する」を「第26条において準用する場合、法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される」に、「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同号セ及びソ中

「第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第26条において準用する」を「第26条において準用する場合、法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される」に改め、同号タ中「第7条第1項」を「第44条の9第1項」に改め、同号テを削り、同号ツ中「第7条第1項」を「第44条の9第1項」に改め、同号ツを同号テとし、同号チ中「第7条第1項」を「第44条の3の2第6項において準用する場合、法第44条の9第1項」に、「場合及び」を「場合、法第50条の3第6項において準用する場合及び」に改め、同号中チをツとし、タの次に次のように加える。

チ 法第24条の2（法第26条において準用する場合、法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第49条の2において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定による苦情の申出の受理、職員の指定、苦情の内容の聴取、苦情の処理及び処理の結果の通知

第1条第3号ト中「第7条第1項」を「第44条の9第1項」に改め、同号ナ中「第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第44条の4第1項の規定に基づく政令によって適用される」を「第44条の4第1項の規定に基づく政令によって適用される場合、法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される」に改め、同号ニ及びヌ中「第7条第1項」を「第44条の9第1項」に改め、同号ネからハマまでの規定中「第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第44条の4第1項の規定に基づく政令によって適用される」を「第44条の4第1項の規定に基づく政令によって適用される場合、法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される」に改め、同号ヒ中「第7条第1項」を「第44条の9第1項」に改め、同号フ中「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同号ヘ及びホ中「第7条第1項」を「第44条の9第1項」に改め、同号中ゾをデとし、ガからゼまでをゴからヅまでとし、同号ン中「第7条第1項」を「第44条の9第1項」に改め、同号中ンをゲとし、ヨからヲまでをワからグまでとし、ユをワとし、その次に次のように加える。

キ 法第50条の3第3項の規定による検体又は病原体の受理

ク 法第50条の4の規定による届出の受理

第1条第3号中ヤをヨとし、ミからモまでをメからユまでとし、同号マ中「第44条の7第1項」を「第44条の11第1項」に、「法第44条の7第3項」を「同条第3項」に改め、同号中マをムとし、ホの次に次のように加える。

マ 法第44条の3の2第3項（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定による検体又は病原体の受理

ミ 法第44条の3の3（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定による届出の受理

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月15日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第58号

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年杉並区規則第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 個人番号に係る調書（心身障害者医療費助成制度用）（第1号の2様式）

第4条第2項中「前項第4号」を「前項第5号」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる書類について、区長が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第26条において準用する同法第22条第1項の規定により、当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（同法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）の提供を受けられることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

第9条第1項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第2項中「に規定する」を「の規定による」に、「、必要」を「必要」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の届出は、個人番号に係る調書（心身障害者医療費助成制度用）を添えて行わなければならない。ただし、区長が必要がないと認めたときは、この限りでない。

4 第1項及び第2項の届出に係る書類については、第4条第3項の規定を準用する。

第9条の2中「前条に規定する」を「前条第1項若しくは第2項の」に改める。
第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

| 心身障害者医療証交付申請書 | | 医療証番号 | | 杉 | | 第 | | 号 | | |
|---|----------|-------------|-----|-------|-----------------------------|-----|------|---------|--|--|
| 杉並区長 宛 | | 年 月 日 | | | | | | | | |
| 以下のとおり、心身障害者医療証の交付を申請します。 | | | | | | | | | | |
| 氏名 | (フリガナ) | | | 障害の種類 | 1 東京都愛の手帳 3度 | | | | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | | | | 2 脳性麻痺・進行性筋萎縮症 | | | | | |
| 住所 | 丁目 番 号 | | | 申請理由 | 1 東京都愛の手帳又は身体障害者手帳の交付を受けたため | | | | | |
| | 方 電話 () | | | | 申請日 年 月 日 | | | | | |
| | | | | | 2 生活保護を受けなくなったため | | | | | |
| | | | | | 3 転入してきたため | | | | | |
| | | | | | 4 その他 | | | | | |
| | | | | | 事由発生年月日 年 月 日 | | | | | |
| 加入医療保険 | 世帯主・組合員等 | 氏名 | | | | | 続柄 | | | |
| | | 住所 | | | | | | | | |
| | 被保険者証 | 保険の種別 | 1 協 | 2 組 | 3 日 | 4 船 | 記号番号 | | | |
| | | | 5 共 | 6 国 | 7 後 | | | | | |
| | | 発行機関名 | | | | | | | | |
| | | 保険者番号 | | | | | | | | |
| 所得状況 | 前年の所得額 | 扶（同配・老扶・特扶） | | | 雑損・医療費等所得控除額 | | | 控除後の所得額 | | |
| | | | | | | | | | | |
| 医療証 | 交付 | 年 月 日 | | | | | | | | |
| | 始期 | 年 月 日 | | | | | | | | |
| <p style="text-align: right;">申請者 住所 -----</p> <p style="text-align: right;">氏名 -----</p> <p style="text-align: right;">代理人 住所 -----</p> <p style="text-align: right;">氏名 -----</p> | | | | | | | | | | |

第1号様式の次に次の1様式を加える。


第1号の2様式（第4条関係）

㊦ 個人番号に係る調書（心身障害者医療費助成制度用）

| | | | | | |
|-----|---------|--|------|------|--|
| 申請者 | フリガナ | | 生年月日 | | |
| | 氏名 | | | 電話番号 | |
| | 申請者住所 | | | | |
| | 課税区市町村※ | | | | |
| | 医療証番号 | | | | |
| | 個人番号 | | | | |

| | | | | |
|--------------------------------------|---------|--|------|--|
| 医療保険上の世帯主等（申請者が20歳未満で、世帯主等ではない場合に記入） | フリガナ | | 続柄 | |
| | 氏名 | | 電話番号 | |
| | 世帯主等の住所 | | | |
| | 個人番号 | | | |

※ 課税区市町村欄には、1月から8月までに申請する場合には前年の1月1日時点、9月から12月までに申請する場合には申請年の1月1日時点で住所があつた区市町村名を記載してください。

第5号様式中「心身障害者医療費助成支給申請書」を「 心身障害者医療費助成支給申請書」に、「下記」を「以下」に改める。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第10条関係）

| 心身障害者医療費受給者台帳 | | 医療証番号 | | 杉 | | 第 | | 号 | | |
|---------------|-------------------------|---|--|-----|--------------|------|--|--------------|--|--|
| 年 月 日 | | | | | | | | | | |
| 氏名 | (フリガナ) | 障害の種類 | 1 東京都愛の手帳 3度 | | | | | | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | | 2 脳性麻痺・進行性筋萎縮症 | | | | | | | |
| 住所 | 丁目 番号 方 電話 () | 申請理由 | 1 東京都愛の手帳又は身体障害者手帳の交付を受けたため 申請日 年 月 日 | | | | | | | |
| | 丁目 番号 方 電話 (. . 変更) | | 2 生活保護を受けなくなったため 3 転入してきたため 4 その他 事由発生年月日 年 月 日 | | | | | | | |
| 加入医療保険 | 世帯主・組合員等 | 氏名 | | | | | | 続柄 | | |
| | | | (. . 変更) | | | | | | | |
| | 被保険者証 | 住所 | | | | | | | | |
| | | | (. . 変更) | | | | | | | |
| 被保険者証 | 保険の種別 | 1 協 | 2 組 | 3 日 | 4 船 | 記号番号 | | | | |
| | | 5 共 | 6 国 | 7 後 | | | | | | |
| 被保険者証 | 発行機関名 | | | | | | | | | |
| | | 保険者番号 | | | | | | | | |
| 所得状況 | 前年の所得額 | 扶（同配・老扶・特扶） | | | 雑損・医療費等所得控除額 | | | 控除後の所得額 | | |
| | | | | | | | | | | |
| 医療証 | 交付 | 年 月 日 | | | | | | | | |
| | 始期 | 年 月 日 | | | | | | | | |
| 資格喪失 | 事由 | 1 転出 () へ 2 施設入所 3 生保開始 4 死亡 5 その他 () | | | | | | 住所 _____ | | |
| | 年月日 | 年 月 日 | | | | | | 申請者 氏名 _____ | | |
| | | | | | | | | 住所 _____ | | |
| | | | | | | | | 代行者 氏名 _____ | | |

附 則

- 1 この規則は、令和5年6月18日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式、第5号様式及び第10号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第59号

杉並区組織規則の一部を改正する規則

杉並区組織規則（昭和50年杉並区規則第9号）の一部を次のように改正する。

第15条管理課の部子ども政策担当係長の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）子どもの権利擁護に関する審議会に関すること。

別表第4杉並区青少年問題協議会の項を削り、同表杉並区子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

| | |
|--------------------|-------------------------------------|
| 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会 | 子どもの権利の擁護に係る施策に関する必要な事項の調査審議に関すること。 |
| 杉並区青少年問題協議会 | 青少年の適正な指導、健全育成及び保護に関すること。 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第60号

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成11年杉並区規則第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別表の2の項中「売春防止法（昭和31年法律第118号）」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の2の項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例施行規則を公布する。

令和5年6月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第61号

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例（令和5年杉並区条例第21号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を示して、委員に招集の通知をしなければならない。

(会議録)

第3条 会長は、会議ごとに、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、公表するものとする。

- (1) 会議の日時、場所及び議題
- (2) 会議に出席した委員その他の者の氏名
- (3) 傍聴人の数
- (4) 会議資料の名称
- (5) 会議の次第
- (6) 会議の結果
- (7) 会議に出席した者の主要な発言
- (8) その他会長が必要と認める事項

2 前項の規定による会議録の公表は、杉並区公式ホームページへの掲載により行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、非公開とした会議の会議録は、公表しない。

(庶務)

第4条 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会（以下「審議会」という。）の庶務は、子ども家庭部管理課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例第2条第1項の規定による答申が行われた日の翌日に、その効力を失う。

杉並区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月21日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第62号

杉並区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の給与に関する条例施行規則（昭和50年杉並区規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中

| | | | |
|-------------|---|-------------|---|
| 本人との 続 柄 | 「 | 本人との 続 柄 | 「 |
| 配 偶 者 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

を

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第2号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月21日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第63号

杉並区職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の住居手当に関する規則（昭和50年杉並区規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号及び第2号中「家族」を「世帯の構成員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

杉並区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月21日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第64号

杉並区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和50年杉並区規則第30号）
の一部を次のように改正する。

第9号様式及び第16号様式中「家族」を「親族等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第9号様式及び第16号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月21日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第65号

杉並区職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年杉並区規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「配偶者が」を「配偶者又は条例第12条第2項第1号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）が」に改め、「若しくは配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第2号及び第3号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第4号中「が職員又は配偶者」を「又はパートナーシップ関係の相手方が職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第5号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第4条第1項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第5条第1号及び第2号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第3号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に改め、同条第4号中「（配偶者の）」を「又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改め、同条第5号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に改める。

第6条中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第7条関係）

（表面）

単 身 赴 任 届

年 月 日提出

杉並区長 宛

杉並区職員の単身赴任手当に関する規則第7条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届けます。

| | | | |
|-------|---|-------|--|
| 氏 名 | | 職 員 号 | |
| 勤務公署名 | | 所在地 | |
| 届出の理由 | <input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 異動 <input type="checkbox"/> 3 転居(□本人 □配偶者又はパートナーシップ関係の相手方) <input type="checkbox"/> 4 その他() | | |
| | 上記事実の発生日 年 月 日 | | |

1 異動直前の居住状況等

| | |
|----------|--|
| 異動の発令年月日 | 年 月 日 |
| 本人の住所 | |
| 同居者 | <input type="checkbox"/> 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 <input type="checkbox"/> 子(年 月 日生 歳) <input type="checkbox"/> 子(年 月 日生 歳) <input type="checkbox"/> 子(年 月 日生 歳) <input type="checkbox"/> 子(年 月 日生 歳) |

2 現在の居住状況等

| | |
|--|--|
| 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居した年月日 | 年 月 日 |
| 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居した事情 | |
| 本人の住所 | 入居年月日 年 月 日 |
| 本人の住居における同居者 | <input type="checkbox"/> 子(年 月 日生 歳) <input type="checkbox"/> 子(年 月 日生 歳) <input type="checkbox"/> 子(年 月 日生 歳) <input type="checkbox"/> その他(続柄) <input type="checkbox"/> その他(続柄) <input type="checkbox"/> その他(続柄) |
| 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居 | 異動直前の本人の住居と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる(住所 入居年月日 年 月 日) |
| 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法 | 第2号様式の(1)に記入 |
| 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法 | 第2号様式の(2)に記入 |
| 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から本人の住居までの交通経路及び方法 | 第2号様式の(3)に記入 |

| | | | |
|--|-----|------|-----|
| 上記のとおり確認し、杉並区職員の単身赴任手当に関する規則第4条第2項の規定による加算額を 円、単身赴任手当の月額を 円と決定し、 年 月分から支給する。 年 月 日 | | | |
| 総務部職員厚生担当課長 | | 印 | |
| | | 給与担当 | 所 属 |
| 係 長 | 係 員 | 所属長 | 係 長 |
| | | | |

（「記入上の注意」については、裏面を参照のこと。）

(裏面)

記入上の注意

- 1 届出用紙の太線内のみ記入する。
- 2 「届出の理由」欄には、該当する理由の□に☒印を付し(新規の場合は理由の1のみに☒印を付する。)、理由の4に該当する場合は、内容を()内に記入する。
- 3 「届出の理由」欄中「2 異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3 転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 4 配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない者にあつては、「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」とあるのを「異動直前に同居していた18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 5 届出の理由の1以外に該当する場合は「1 異動直前の居住状況等」は記入を要しない。
- 6 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった公署を異にする異動をいう。
- 7 在勤する公署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 8 条例適用外であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受けることとなった者にあつては、「異動」とあるのを「適用」と読み替えて記入する。
- 9 異動に伴い、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居した場合で、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入しない。
- 10 異動に伴って配偶者又はパートナーシップ関係の相手方とともに住居を移転し、その後に配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入しない。
- 11 「通勤(交通)方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。
- 12 別居後に配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者又はパートナーシップ関係の相手方がないものとした場合について記入する。

第2号様式中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月21日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第66号

杉並区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年杉並区規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の4第2号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方（条例第2条の3第2号に規定するパートナーシップ関係の相手方をいう。以下同じ。）」を加え、同号ウ中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第2条第1項第2号中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第1号様式（表）中 「

| |
|-------|
| 配 偶 者 |
|-------|

」 を 「

| |
|---------------------------------|
| 配偶者又は パートナー シップ関係 の相手方 |
|---------------------------------|

」 に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月21日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第67号

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年杉並区規則第30号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の2第2項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第5項第5号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（条例第9条の2第1項に規定するパートナーシップ関係をいう。以下同じ。）の相手方」を加え、同条第9項中「でなくなった」を削り、「要介護者と」を「要介護者が当該要介護者と」に、「との親族関係が消滅した」を「若しくは当該要介護者のパートナーシップ関係（条例第9条の2第1項に規定するパートナーシップ関係をいう。以下この号において同じ。）の相手方との親族関係若しくはパートナーシップ関係が消滅したこと又は当該請求をした職員と当該請求をした職員の親族若しくはパートナーシップ関係の相手方との親族関係若しくはパートナーシップ関係が消滅したことにより要介護者」に、「第8項」を「前項」に改める。

第7条の3第10項中「でなくなった」を削り、「要介護者と」を「要介護者が当該要介護者と」に、「との親族関係が消滅した」を「若しくは当該要介護者のパートナーシップ関係の相手方との親族関係若しくはパートナーシップ関係が消滅したこと又は当該請求をした職員と当該請求をした職員の親族若しくはパートナーシップ関係の相手方との親族関係若しくはパートナーシップ関係が消滅したことにより要介護者」に、「第9項」を「前項」に改める。

第20条第3項各号及び第4項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第21条第1項中「男子職員」を「職員」に改め、「配偶者」の次に「又はパー

トナーシップ関係の相手方」を加え、同条第2項及び第4項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第21条の2第1項中「男子職員」を「職員」に改め、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第2項中「男子職員の配偶者」を「職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項ただし書中「男子職員」を「職員」に改め、「その配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第23条第1項中「結婚する場合」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方を有することとなる場合」を加え、「親族」を「関係者（別表第3に掲げる者に限る。以下同じ。）」に改め、同条第2項第1号中「場合」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方を有することとなる場合」を加え、同項第2号中「親族（別表第3に掲げる親族に限る。）」を「関係者」に改める。

第24条の3第1項中「親族」を「6親等内の血族、配偶者、パートナーシップ関係の相手方、3親等内の姻族並びに届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びパートナーシップ関係の相手方の3親等内の血族」に改める。

第24条の5第1項及び第25条第1項第4号から第7号までの規定中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

別表第3中「親族」を「関係者」に改め、「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第3号の2様式中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第3号の3様式中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「要介護者と職員との親族関係が消滅した」を「親族関係又はパートナーシップ関係が消滅したことにより要介護者でなくなった」に改める。

第5号様式中「要介護者との親族関係」を「親族関係又はパートナーシップ関係」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の第3号の2様式、第3号の3様式及び第5号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月21日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第68号

杉並区職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の通勤手当に関する規則（平成18年杉並区規則第39号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「配偶者（配偶者のない職員にあっては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）」を「杉並区職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年杉並区規則第36号）第5条第4号に規定する配偶者等」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月21日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第69号

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年杉並区規則第35号）の一部を次のように改正する。

第10条中「ある者」の次に「であって、2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にあるもの」を加える。

第22条第4項第1号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（条例第9条の2第1項に規定するパートナーシップ関係をいう。以下同じ。）の相手方」を加え、同項第2号及び第3号並びに同条第5項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第23条第1項中「男子職員」を「職員」に改め、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第2項及び第4項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第24条第1項中「男子職員」を「職員」に改め、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第2項中「男子職員の配偶者」を「職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項ただし書中「男子職員」を「職員」に改め、「その配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第3項中「男子職員」を「職員」に改める。

第26条第1項中「結婚する場合」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方を有することとなる場合」を加え、「親族」を「関係者（別表第5に掲げる者に限る。以下同じ。）」に改め、同条第2項第1号中「場合」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方を有することとなる場合」を加え、同項第2号中「親族（別表

第5に掲げる親族に限る。) 」を「関係者」に、「同表」を「別表第5」に改める。

第28条第1項並びに第30条第1項第1号、第4号及び第8号から第11号までの規定中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

別表第5中「親族」を「関係者」に改め、「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

杉並区職員住宅規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月22日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第70号

杉並区職員住宅規則の一部を改正する規則

杉並区職員住宅規則（昭和45年杉並区規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「同居の家族」を「同居者（職員の属する世帯の構成員に限る。第17条第5号を除き、以下同じ。）」に改め、同条第4号中「同居の家族」を「同居者」に改める。

第12条第2項中「同居の家族」を「同居者」に改める。

第21条第3号中「とき」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方を有することとなつたとき」を加え、同条第4号中「同居の家族」を「同居者」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「家族構成」を「同居者の構成」に改める。

第4号様式中「同居家族」を「同居者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月23日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第71号

杉並区会計事務規則の一部を改正する規則

杉並区会計事務規則（昭和39年杉並区規則第5号）の一部を次のように改正する。

第78条第1項第22号を次のように改める。

（22） 住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

杉並区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第72号

杉並区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区特別区税条例施行規則（昭和40年杉並区規則第3号）の一部を次のように改正する。

第15条の表（14）の項中「にあつては、」を「（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車（以下「特定小型原動機付自転車」という。）を除く。）にあつては」に改め、「第25号の2様式」の次に「、特定小型原動機付自転車にあつては第25号の3様式」を加える。

様式目次中

| | | | |
|---|--------|-----------|---|
| 「 | 第25号の2 | 原動機付自転車標識 | 」 |
|---|--------|-----------|---|

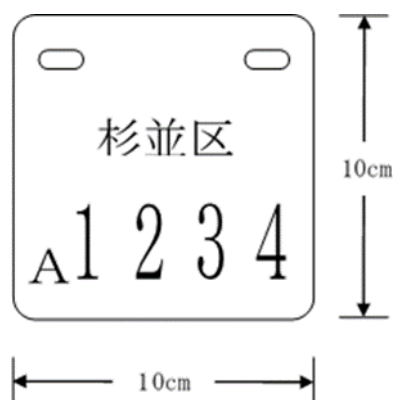
を

| | | | |
|---|--------|---------------|---|
| 「 | 第25号の2 | 原動機付自転車標識 | 」 |
| | 第25号の3 | 特定小型原動機付自転車標識 | |

に改める。

第25号の2様式の次に次の1様式を加える。

第25号の3様式（第15条関係）



備考

- 1 標識番号は、図示の例により、上端に区名を、下端にアルファベット文字及び4桁の数字をもつて表示すること。
- 2 標識番号は、浮出しとする。
- 3 標識の塗色は、白色による。
- 4 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に交付されている改正前の第25号様式又は第25号の2様式による標識であって、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車に係るものは、改正後の第15条及び第25号の3様式の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

杉並区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月30日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第73号

杉並区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

杉並区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成21年杉並区規則第85号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「告示」を「公表」に改め、同条中「あらかじめ」を「その名称及び」に、「及び条項を告示する」を「をインターネットの利用その他の方法により公表する」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。